平成２６年第３回今金町議会臨時会　第１号

平成２６年１１月２８日（金）

○議事日程

１　会議録署名議員の指名について
２　会期の決定について
３　議案第　１号　町長及び副町長の給与月額の減額支給に関する条例制定について
４　議案第　２号　平成２６年度今金町一般会計補正予算（第５号）について

○出席議員（１２名）

議長１２番	徳　田　栄　邦　君	１番	村　上　忠　弘　君
２番	山　崎　　仁　君	３番	向　井　孝　一　君
４番	加　藤　三　明　君	５番	芳　賀　芳　夫　君
６番	上　村　義　雄　君	７番	川　上　絹　子　君
８番	日　置　紳　一　君	９番	村　本　照　光　君
１０番	徳　田　栄　邦　君	１１番	村　瀬　　広　君

○欠席委員（０名）

○出席説明員

町長	外　崎　秀　人　君	
副町長	清　水　　寛　君	
教育長	中　島　光　弘　君	
総務財政課長		
兼選管書記長	北　見　伸　夫　君	
総務財政課長補佐	岸　　貴　之　君	
まちづくり推進課長	山　田　　薫　君	
まちづくり推進課長補佐	松　村　康　弘　君	
保健福祉課長	小　林　洋　伸　君	
保健福祉課長補佐	諸　戸　康　浩　君	
産業振興課長		
兼結婚相談所長	森　　朋　彦　君	
産業振興課長補佐	川　平　秀　明　君	
産業振興課長補佐	津　山　泰　彦　君	
公営施設課長	成　田　光　康　君	
公営施設課長補佐	安　達　雄　一　君	

国保病院事務長	杉　山　輝　希	君

○出席事務局職員

議会事務局長	柏　田　泰　明	君
議会事務局係長	中　川　真　希	君

開議　午前１１時００分

◎開会の宣言

○議長（徳田栄邦君）　ただ今の出席議員は１２名で、定足数に達しておりますので、本日をもって招集されました、平成２６年度第３回今金町議会臨時会を開会いたします。

◎開会の宣告

○議長（徳田栄邦君）　これより本日の会議を開きます。

◎日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（徳田栄邦君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本日の署名議員には、上村君、川上君を指名いたします。

◎日程第２　会期の決定

○議長（徳田栄邦君）日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日の１日間といたしたいのでありますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（徳田栄邦君）　ご異議がないので、以上のとおり決定いたします。

◎日程第３　議案第１号

○議長（徳田栄邦君）　日程第３、議案第１号を議題といたします。

町長及び副町長の給与月額の減額支給に関する条例制定について、理事者の説明を求めます。

町長、外崎君。

○町長（外崎秀人君）　議案第１号、町長及び副町長の給与月額の減額支給に関する条例制定について、提案理由を申し上げます。

平成２６年１０月１５日に発生した、予防接種の誤接種事故につきましては、当事者でありますお子様、そして保護者様には多大なご迷惑をおかけいたしました。

幸いにして、お子様につきましては、経過観察の入院期間を経た後、現在までの状況では特別な問題はないということであり、本当に安堵をいたしているところであります。

しかし、町民の命を守る機関においての、あってはならない事故につきましては、町民の皆様に大きな不安を与えたところであり、事の重大さを深く反省し、管理責任者として自ら律するために、平成２６年１２月１日から同年１２月３１日までの間において、給与の現額から当該額に、町長は１５％、副町長は１０％を乗じた得

た額を、減じた額を支給するための、本条例を制定しようとするものであります。
ご迷惑とご心配をおかけしまして、誠に申し訳ありませんでした。
以上を申し上げまして、提案理由とさせていただきます。
ご審議いただき議決賜りますよう、お願いをいたします。
○議長（徳田栄邦君）　説明が終わりました。
これより、質疑をおこないます。
向井君。
○３番（向井孝一君）　あってはならない事故が発生したということで、その責任を取って、トップリーダーである町長、副町長の提案理由でございます。
私は、この問題については、先ほど、全員協議会の中でいろいろと質疑が行われて、経過の説明も聞きましたけども、この対応のずれと言いますか、対応が遅いというのが非常に、私は疑問に思っている訳です。
このことは、被害にあった相手方のあるという、事情もあるというふうに思っておりますけども、そこで、私は、それ以外の施設内の職員の処分について、先ほど聞き取れない部分もありましたので、ここでもう一度、その内容についてご説明をお願いいたします。
○議長（徳田栄邦君）　副町長、清水君。
○副町長（清水　寛君）　お答えをいたします。
関係する職員の処分につきましては、院長、看護師長、当該看護師、それと事務職に関係した事務職員、これらにつきましては、給与の１０％を１カ月減ずるということにいたしました。事務長につきましては、戒告の処分としております。
なお、もう１名看護師が居りましたが、これは、派遣の看護師でございますので、私共の方で処分をする訳には参りませんので、会社の方に十分、事を伝え、このことについての対応をお願いしております。
以上であります。
○議長（徳田栄邦君）　向井君。
○３番（向井孝一君）　職員の処分については、事故後１カ月以上経っていますよね、それも。今回、同時に何故できなかったのかという気がしてならないのですけども、その辺についてはどういう事情でそうなったのですか。
○議長（徳田栄邦君）　副町長、清水君。
○副町長（清水　寛君）　一定の経過を経て、そして、状況が定まると言うのですか、固まると言うのですか、状況に至って初めて処分等を行うという考えを持って進めて参りましたので、１１月１４日の処分発令ということで、ご理解を賜りたいと思います。
○議長（徳田栄邦君）　よろしゅうございますか。
日置君。

○８番（日置紳一君）　８番、日置です。

先ほど、実質的な費用については説明を受けたのですけども、今後１年間程度経過期間がある中で、賠償だの、裁判、裁判はどうか分かりませんけども、弁護士等の費用がまだはっきりしない中で、町長、副町長の減俸が、今、示されている訳でありますけども、この期間、１か月間と、給与の１５％と１０％、この根拠というのはどこにあるのでしょうか。

○議長（徳田栄邦君）　総務財政課長、北見君。

○総務財政課長（北見伸夫君）　職員についてはある程度の根拠を持って処分するということでございますが、特別職につきましては、自分の判断で度合いを決めることになります。

ただ、職員が１０％の減額ということでありますので、町長におきましては１５％、副町長におきましては１０％という処分を、自らの責任を数字で示すという形になってございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（徳田栄邦君）　日置君。

○８番（日置紳一君）　この１年間の経過を見ながら、どういう結果になるか分かりませんけども、その結果次第で更なる処分というようなことは考えておられるのでしょうか。

○議長（徳田栄邦君）　副町長、清水君。

○副町長（清水　寛君）　状況を見た上でのそのときの判断をさせていただくということになろうかと思っております。

○議長（徳田栄邦君）　他にございませんか。

上村君。

○６番（上村義雄君）　６番、上村です。

先ほど、全員協議会でもって、医療事故発生についての、全員協議会で説明を受けました。

経過説明等もございましたけれども、発生して、即、副町長が議員のところを１軒、１軒回られて、こういう事故が発生したということだけは聞いておりました。

その後、町民に対してのチラシも発行されました。

しかし、事故からきょうまでの、議員または総務厚生常任委員会に一言もそのことに関しての経過説明もないし、きょうまできていたということです。

入院、２０日までなったということでございますけれども、その２０日以後からでも今日までに、３９日間経過している訳です。常々、議会には車の両輪だと、そして、即、報告をし、その連携を密にしていくというお話も聞いておりました。しかし、今回の部分については、私の所管の総務厚生常任委員会には、何ら、こういう事故があったという、議員全員のところに回っただけで、常任委員としての説明もなければ、その処置の方向、どうなっているのかということもなかった訳です。

まず、常任委員会に、きょうの全員協議会以前に常任委員会でもって説明することが、私は、通常、所管として、あって然るべきかと思う訳ですけども、それがなかったということの、そういう経緯でもってなかったのか、お知らせいただきたい。

○議長（徳田栄邦君）　副町長、清水君。
○副町長（清水　寛君）　所管の委員会の方に説明がなかったということでございますが、私共の受け止めとして、事故のあった段階での第１報については、全議員さん、当然、その中には、常任委員長さんもいらっしゃった訳ですし、こういうことが発生しておりますと。今後については、誠意を持って対処して参りますということも含めた中で、お話をさせていただきました。

その後の進み方と言うのですか、１０月２４日にご両親様と謝罪会見、そして、今後についてのお話をさせていただく場というのが、初めて設けられまして、それから、まだ日数も経ってございますけども、その後、ご両親様については、子どもを掛かりつけ医院に掛けての今後の話し合いのもとにしたい等々の、いろいろなことが絡み合った中で、次の部分というのが順調に、とんとんと進んできている訳ではございませんでした。

本来であれば、進みがスムーズであると、もっと早くにこういう状況でご説明をさせていただく部分ではございましたけれども、進みが非常に遅いという部分がございまして、今日に至っているという一点で、まず、ご理解をいただきたいと思っておりました。

常任委員長を始め、議会の皆様には、一報を入れた後、その後、途中経過等については、ご説明をしていないという部分については、深く反省をしております。今、委員長に言われたことにつきましては、大変申し訳ないと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
○議長（徳田栄邦君）　上村君。
○６番（上村義雄君）　常任委員会に説明するよりも、全員で説明した方が良いのだということだから、こういう結果になったことでしょうけども、私は、所管、委員会構成を取っているという議会の中で、そう考えていけば、当然、副町長だけでなく所管の課長も、常任委員会として、こういうことがありましたということも、一言も出てきませんでした。ですから、先ほど言ったように、副町長が議員の各家庭に回られて事故の報告をされた。それ以来きょうまで一言もこの内容についても、風評はいろいろ入っています。風評は入っていても、常任委員長として、また、所管の常任委員の皆さんにも、どうだ、こうだ、ということの説明もできないし、所管というのは、ずいぶん軽く見られているのかという感じを受けました。それで、臨時議会の１時間前にこれを説明し、町長、副町長の処分の条例を制定しますので承認願いたいと。

経過的には、１年経過してみなければ、副作用等の部分もあるから分かりません、これは、経過処置もみなければならないし、また、弁護士を立てて、法的な部分での、今後の部分での話し合いになっていくということでしょう。

少し、私にしては、理解しかねる部分というのは、安心・安全の町づくりだという、人の命が何より大切だという、そして、基本である、その病院の部分で、関連の事故が起きている。

この他にも、私は、町民の方から耳に入っていることもあります。それは、あえて申し上げませんけれども。そういう事故に関連するようなことが、何回か私の耳に入ってきておりました。

当然、今金町の国保病院というのは、なくてはならない医療施設であります。そのときに、町民の方から耳に入るのは、今金の国保病院というのは、非常に、患者さんを診てやる、この姿勢だと。おかみ形式だと。今は、患者さんを診させてもらうという感覚に変わってきております。病院を患者が選ぶ時代にあります。病院より、さらに、お医者さんを選ぶ時代になってきているようです。しかし、こういう地方の病院というのは、なくてはならない、国民健康保険の医療の部分というのは、これは赤字であってもなくせないというのは、これは人の命を大切にしよう、そこが基本にあるはずだと思っております。

国の皆保険案を施行している中で、意識の改革をしていかなければ、こういう事故が起きないように、今後、気を付けます。厳重に注意します。厳重に注意したから、では、起きないのか。私はそうではないと。事故というのは、いくら注意していても起きるときは起きる、それが事故だと思います。時には、うっかりだとか、車の運転等でも同じです。事故が起きるということは、起こらないようにするということよりも、意識を改革していかなければ未然に防いでいく方向にはならないというふうに思う訳です。

議会が議決をし、議会が承認をし、私は、過去において、町営住宅の、町民の入るべき収入が、３カ月、１人の人を入れるために用意していた住宅が、来るのが３カ月遅れて、３カ月、その住宅の収入が入らなかった。それの責任を取って、私の記憶では、議事録を見れば分かる訳ですけども、私の記憶では、町長が３カ月、１０％の減俸を実施したという記憶があります。これは、町に入るべき収入が入らなかったという、そして、条例になかったということでもって、町長の１０％、３カ月だったと、私は記憶しております。

今回の場合は、一歩間違えば人の命に、また、後遺症として、その子どもの生涯に渡る重大な部分に関わる可能性のある事故であります。

それで、私、分からないので聞く訳ですけれども、これは、任意でヒブワクチン、または、風しんのワクチンを注射するということが、まず、２人のお子さんが居て、２人のお子さん共注射をする体制だったのですか。

それと、注射なのか、ただ、判を押すような形でやるのか、そこら辺りが私は疎いもので、そこら辺りを教えていただきたい。

○議長（徳田栄邦君）　国保病院事務長、杉山君。

○国保病院事務長（杉山輝樹君）　ご質問について、お答えいたします。

今回、被害に遭われたお子様の部分につきましては、２歳のお子様と、３カ月のお子様であります。

２歳のお子様につきましては、麻しん風しんのワクチンを接種すべく、会場の方に来られていました。

３カ月のお子様につきましては、ヒブワクチンの接種ということで、保護者、お母様につきましては、このお２人のお子様、それから、他にもご兄弟がいらっしゃるということでありましたので、そのお子様も連れて、３人のお子様を連れて、会場の方に来ているという状況でありました。

接種の流れとしましては、まず、初めに、診察を行います。同じ会場の中に診察室が２つあるのですけれども、一方は医者の診察、一方は接種という形で分けていまして、時間になってから、全ての保護者の方、一斉に開始されますので、受け付けをして、その後、まず、最初にあるのが、診察であります。接種の順に合わせて診察をしております。

今回のお子様につきましては、まず、最初に２歳のお子様から診察をして、次に３カ月のお子様を診察しております。その後に接種になる訳でございますけれども、接種のスピードよりも、診察のスピードの方が速いのですよね。ですので、状況的には、診察をしてから、一旦、次の接種に呼ばれるまで時間が空くというような状態であります。それで、それぞれ保護者の方がお子様を連れて、接種の呼び出しがあるまで、診察後待っているという状況であります。

先ほど言ったように、診察と同じ順で接種をしますので、接種する会場の方からは、まずは２歳のお子様をお呼びしていますし、注射液だとか、注射器だとか、問診票だとかも、先に行った診察の順番に接種場所の方に回ってきていますので、それに基づいて、お呼び出しをして接種をするということでありますので、まずは、その、２歳のお子様をお呼びして、注射をするというのが手順でありました。

呼び込みの方からは、問診票は、２歳のお子様は来ておりますので、それに基づいて、お名前をお呼びしたのですけれども、当日はですね、予約の状況で３７人のお子様に、様々な予防接種をしていくというような状況でありましたので、保護者の数等も入れると、７０人を超えるような、大勢の方が保健センターの方にお集まりになっておりましたし、幼いお子様も多い中では、相当、会場内が賑々しいと言いますか、通常の病院の待合室のような状態ではなかったというふうには思っております。そういった中で、お呼び出しをして、お母様の方が、お子さんを連れてきたのですけれども、十分に聞き取れるような状況ではなかったというふうにも認識をしておりますし、全員協議会でも副町長の方から申し上げましたが、再度、呼び出した人間が、呼んだ人間が、正しく入ったかどうかを確認するのは当然でありますので、それをしないまま、思い込みのまま、通してしまったというような流れであります。

実際には、本当に、２歳のお子様を呼んだつもりが、３カ月のお子様が入ってきたということがありますし、ヒブワクチンも、麻しん風しんも、それぞれ注射になっております。

中には、看護師が３名詰めておりまして、１人は、右左等の部位に分けて、接種する人間が２人、右手であれば、こちらの看護師、左手であれば、こちらの看護師というような役割分担をしながら、入っております。もう１人の看護師については、

その注射薬の準備ですね、注射器に詰めて接種できるようにということで、準備をする役割の中でやっておりまして、今回の事故が起きたときには、細かく、右手か左手だったかは把握しておりませんけども、役割分担の中で、２人接種予定の看護師の内の一方が接種をした訳でございますけども、そこでも間違いなく対象者が入ってきているだろうという認識だけで、名前の確認をせずに接種をしてしまっているという状況であります。

この他にも、当日は、水痘だとか、本当に複数のワクチン接種が行われていますし、町民の方への利便性を図るということで、２人、３人のお子様が接種の対象である場合には、その家族ごとにと言うのでしょうか、実際に打つワクチンは違うのですけども、保護者の負担を軽減するために、連続して接種し、完了するようにという流れの中でやっておりましたので、ヒブワクチンであったり、麻しん風しんであったり、水痘ワクチンであったりについては、一方方向でやっているのではなくて、保護者の方、お子様の状況に合わせて、混在していると。順番が規則的になっている訳ではなくて、混在している中で接種が行われていたということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（徳田栄邦君）　上村君。

○６番（上村義雄君）　医療的なことで、私、分からないので、今、課長から説明を受けました。

注射を打つということは医療行為になりますよね。当然、お医者さんの指示があればできるのでしょうけども、要するに医療行為という訳ですから、それは、当然、診察もして、それに応じての処置を取るという形で注射を打つ。それは、お医者さんからの、そういう指示のもとにやったというふうに理解してよろしいですか。それとも、流れの中で、お医者さんは指示もしていないけれども、通常の流れでそういう注射を打ったということなのですか。

○議長（徳田栄邦君）　国保病院事務長、杉山君。

○国保病院事務長（杉山輝樹君）　お答えをいたします。

今、ご指摘されたとおり、医師の指示のもとに看護師は医療行為を行うというのが、これは大原則でございます。

先ほど、申し上げたように、医師が診察をし、この子にはこのワクチンを接種しても良いという判断のもとに、カルテなり、注射薬なりが看護師のもとに回ってきます。そのとおりに結果として、医師の指示したとおりに接種が行われなかったということで、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（徳田栄邦君）　上村君。

○６番（上村義雄君）　１７日に職員の処分をされたというふうに、全員協議会でお聞きした訳ですけども、お医者さんについても、それは、当然、処分の対象になるのかと思うのですけども、そこら辺りはどうですか。

○議長（徳田栄邦君）　副町長、清水君。

○副町長（清水　寛君）　先ほども申し上げました。

院長につきましても、給料の１０％の１カ月の減額であります。

○議長（徳田栄邦君）　他にございませんか。

質疑を終わります。

質疑を打ち切り、討論を行います。

上村君。

賛成ですか、反対ですか。

○６番（上村義雄君）　私は、この条例そのものに、反対の立場から討論いたします。

６番、上村です。

同僚議員が聞いた中での、この処分の仕方は、特別職についてはどうなのかという話でございました。

それは、ケースバイケースで職員の処分とは違って、特別職は、特別職自身で決めることだという、総務課長の答弁でございました。

過去において、先ほど言いましたように、町営住宅の入居が３カ月、入るべき収入が入らなかった、確保しただけで収入が入らなかった。それによって、町長の給料を１０％、３カ月という、私の記憶ではそういうふうにある訳ですけども、それは調べていただければ分かります。そういう経緯を考えれば、私は、１年経過するまで分からないという状況の中で、今後の対応の仕方によっては変わる可能性もあるし、状況的には、まだ、自ら処分するには早いのかなと。そういう、私は、意識を持ちまして、議会議員として、この重大な事故を、今後において処分を行うということは、当然、あることだろうというふうには思いますけども、年内にすぐ処分をやって、処分を終わらせてしまう、それで、後は弁護士と保護者との関係でもって、経過を見ながら対処していくという判断には至らないのかなと、私は思います。

よって、この特別職、町長、副町長の１０％、１５％という処分の仕方には、まだ時期が尚早というふうに判断し、この条例には反対いたします。

○議長（徳田栄邦君）　賛成ですか、反対ですか。

反対ですね。

向井君。

○３番（向井孝一君）　私は、上村議員とは少し違う理由での反対なのですが、やはり、今、我々に残されている、町長も含めての任期というのは４カ月しかありませんよね。その中で、私は、中での責任を取るということであれば、例えば１０％に戻して、任期終了まで受けるというくらいの覚悟が必要ではないかと、私は思いますので、今回の提案については、残念ながら反対いたします。

○議長（徳田栄邦君）　他にございませんか。

賛成の方の討論ございますか。

討論を終わります。

討論を打ち切り、日程第３、議案第１号についての採決を行います。

ご異議がありますので、規律採決といたします。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

賛成５人、反対６人。
起立少数であります。
よって、議案第１号については、原案が否決されました。

◎日程第４　議案第２号

○議長（徳田栄邦君）　日程第４、議案第２号を議題といたします。
平成２６年度今金町一般会計補正予算第５号について、理事者の説明を求めます。
副町長、清水君。

○副町長（清水　寛君）　議案第２号、平成２６年度今金町一般会計補正予算第５号について、提案理由を申し上げます。
今回の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ１，６１６万６，０００円を追加し、予算の総額を、それぞれ５３億７，０４８万４，０００円にしようとするものであります。
それでは、補正の概要について、歳入より申し上げます。
１ページです。
９款地方交付税において、１，０３２万８，０００円の追加は、財源補正であります。１４款道支出金において、５８３万８，０００円の追加は、衆議院議員選挙費委託金であります。
次、歳出は２ページをお願いします。
２款総務費において、１，３５９万円の追加は、衆議院議員選挙費、また、公共施設等除雪委託料、そして、報酬審議会開催関係費であります。３款民生費において、１，０００万円の追加は、高齢者住宅等除雪サービス費であります。５款労働費において、８０４万１，０００円の減額は、季節労働者就労対策事業委託料の減額であります。９款消防費において、６１万７，０００円の追加は、檜山広域行政組合負担金の追加であり、これらも、しゅったい事業でやっておりました、除雪関係であります。
以上、概要を申し上げました。
ご審議いただき議決賜りますよう、よろしくお願いします。

○議長（徳田栄邦君）　説明が終わりました。
これより、質疑を行います。
質疑は、歳出より款ごとに行います。
１款総務費の質疑を行います。５ページから８ページです。
村瀬君。

○１１番（村瀬　広君）　１１番、村瀬です。
財産管理費で、それぞれ公共施設等除雪委託料５００万円の追加、これにつきましては、それぞれきょう行われました、議会運営委員会、それから、全員協議会でもありましたけども、後ほど出てきます、季節労働者、企業組合の事業が、今年からできないということで、ここで８００万円の減額になっていますけども、これに

伴って、この公共施設等除雪で５００万円、そして、高齢者住宅等の除雪サービスで１，０００万円ということで、これが置き換わっているかと思うのですけども、この金額の違いというのは、それぞれ事業が増えたのか、単価が違ったのか、このことを説明いただければと思います。

○議長（徳田栄邦君）　総務財政課長、北見君。

○総務財政課長（北見伸夫君）　まず、失業対策事業の関係でございますが、８００万円、９月の補正でつけさせていただきました。従前、それぞれ失業対策事業として実施していたものでございます。それが、１１月中旬に、企業組合の方から、今年以降の事業ができないという報告を受けたところでございます。

　この事業の中には、高齢者の玄関先の除雪等も含まれておりますので、急遽、この予算を計上させていただきました。失態事業では、８０４万１，０００円ということですけども、今、言う、公共施設の方は福祉課で持っています。あと、消防で、消火栓の周りも持っている関係で、６１万７，０００円を追加してございますが、それをトータルすると、１，６００万円ということでございます。金額的には倍になってございますが、今、想定する委託先になりますと、失態事業とはかけ離れた、業者との委託という絡みもありますので、そうなりますと労務単価としてある程度上乗せしたもので予算化をしなければ、なかなか契約まではいかないだろうということで、まだ、契約だとかそういう話が完全に煮詰まっておりませんけども、ある程度の単価を設定した中で、予算は計上させていただいているということで、ご理解をいただきたいと思います。

　以上です。

○議長（徳田栄邦君）　村瀬君。

○１１番（村瀬　広君）　今の説明であれば、例えば、今まで、企業組合に委託した分については単価があったと思うのですね。それが、多分、こんな言い方は変ですけども、安すぎるために、今年から、例えば、人員の確保が難しくてできなくなったという理由が裏にあって、これから頼もうとする所が、通常の単価であって、契約に至れば単価も違ってくるかもしれませんけども、通常の単価になって、よって、この高額の予算をみなければならないというのが、裏にあるかと思うのですけども、その辺はいかがですか。

○議長（徳田栄邦君）　産業振興課長、森君。

○産業振興課長（森　朋彦君）　お答えをいたします。

　企業組合の内部の事情につきましては、承知をするところではございませんけども、企業組合そのものにつきましては、法人格がございまして、通常の企業とは違って様々な優遇措置をされております。そういったことから、例年いただいている労賃単価なんかも低い中で行われているかなというふうに思いますし、通常の会社であれば雇用にあたっては、社会保険料ですとか、諸々の経費がかかっておりますが、その辺りも、優遇措置がある中で、比較的低廉な経費の中で、企業組合が、今まで採用されてきたということで、今の予算額の差異が出ているということで、ご

理解をいただきたいと思います。
○議長（徳田栄邦君）　他にございませんか。
（「なし」の声あり）
○議長（徳田栄邦君）　総務費の質疑を終わります。
３款民生費の質疑を行います。９ページです。
（「なし」の声あり）
○議長（徳田栄邦君）　民生費の質疑を終わります。
５款労働費の質疑を行います。１０ページです。
（「なし」の声あり）
○議長（徳田栄邦君）　労働費の質疑を終わります。
９款消防費の質疑を行います。１１ページです。
（「なし」の声あり）
○議長（徳田栄邦君）　消防費の質疑を終わります。
以上で、歳出の質疑を終わります。
歳出全般について、質疑漏れございませんか。
（「なし」の声あり）
○議長（徳田栄邦君）　以上で、歳出全般についての質疑漏れを終わります。
次に、歳入の質疑を行います。
９款地方交付税の質疑を行います。３ページです。
（「なし」の声あり）
○議長（徳田栄邦君）　地方交付税の質疑を終わります。
１４款道支出金の質疑を行います。４ページです。
（「なし」の声あり）
○議長（徳田栄邦君）　道支出金の質疑を終わります。
以上で、歳入の質疑を終わります。
歳入全般について、質疑漏れございませんか。
（「なし」の声あり）
○議長（徳田栄邦君）　以上で、歳入全般についての質疑漏れを終わります。
質疑を打ち切り、討論を行います。
討論を終わります。
討論を打ち切り、日程第４、議案第２号についての採決を行います。
本案は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
○議長（徳田栄邦君）　ご異議がないので、議案第２号は原案のとおり可決いたします。
以上をもって、日程の全部を議了いたしました。

◎閉会の宣言

○議長（徳田栄邦君）　これをもって、平成２６年第３回今金町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

閉会　１１時４２分

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

平成２６年　１２月日

議　　長

署　名　議　員

署　名　議　員